

## 競争参加者の資格に関する公示

「平成30年度管内における公共交通自動運転導入検討業務」に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成30年4月13日

沖縄総合事務局長 能登 靖

◎ 調達機関番号007 ◎ 所在地番号47

### 1. 業務概要

- 1) 業務名 平成30年度管内における公共交通自動運転導入検討業務  
(電子入札対象案件)
- 2) 業務内容
  1. 沖縄次世代都市交通システムの実現に必要な目標達成のための取組
  2. 沖縄次世代都市交通システム導入検討会運営
  3. 自動運転技術を活用した次世代都市交通システムの導入に対応した道路インフラ施設の検討
  4. 次世代都市交通システムを活用した地域公共交通のあり方に関する検討
  5. 好事例調査
- 3) 履行期限 平成31年3月25日

### 2. 申請の時期

平成30年4月13日から平成30年4月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

### 3. 申請の方法

- 1) 申請書の入手方法  
「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成30年4月13日から沖縄総合事務局総務部会計課管理第二係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
- 2) 申請書の提出方法  
申請者は、申請書に「平成30年度管内における公共交通自動運転導入検討業務設計共同体協定書」（4.4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所：〒900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 沖縄総合事務局総務部会計課 管理第二係 電話 098-866-0031（内線）81324, 81321 E-mail:hideyuki.ikema@ogb.cao.go.jp
----------------	--

- 3) 申請書等の作成に用いる言語  
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

#### 4. 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月21日付け内閣府沖縄総合事務局長公示。以下「平成28年10月21日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の（1）から（4）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

##### 1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 沖縄総合事務局における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の定期受付に係る申請を行っていること。なお、開札時まで上記、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。
- ③ 沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
- ④ 平成28年10月21日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

##### 2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、「平成30年度管内における公共交通自動運転導入検討業務設計共同体協定書」において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、「平成30年度管内における公共交通自動運転導入検討業務設計共同体協定書」において明らかであること。

##### 3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、「平成30年度管内における公共交通自動運転導入検討業務設計共同体協定書」において明らかであること。

##### 4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成22年10月13日付け府総会計第935号）の別紙1に示された「平成30年度管内における公共交通自動運転導入検討業務設計共同体協定書」によるものであること。

#### 5. 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の扱い

4.1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4.1)②の認定を受けていない構成員が4.1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4.1)②の認定を受けていない構成員が、開札時まで4.1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

#### 6. 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

#### 7. 資格の有効期間

6.の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

#### 8. その他

- 1) 設計共同体の名称は、「平成30年度管内における公共交通自動運転導入検討業務△△・××設計共同体」とする。
- 2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に於いて、設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。